

平成 22 年 9 月 30 日

健全化判断比率・資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、**健全化判断比率**及び**資金不足比率**を以下のとおり報告します。

平成 21 年度決算における各比率は、全て早期健全化基準を下回っています。

しかしながら、実質公債費比率は**県下の自治体と比較して高い水準**にあると推測されます。

■健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

(単位：%)

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------|----------|----------|---------|--------|
| 平成 21 年度 | 発生していません | 発生していません | 15.8 | 118.9 |
| 早期健全化基準 | 12.05 | 17.05 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 40.00 | 35.0 | 基準なし |

■資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項の規定により、資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 特別会計の名称 | 資金不足比率 |
|---------------------|----------|----------------------|----------|
| 下水道事業会計 | — (20.0) | 個別排水処理事業会計 | — (20.0) |
| 簡易水道事業会計 | — (20.0) | 水道事業会計 | — (20.0) |
| 農業集落排水事業会計 | — (20.0) | 病院事業会計 | — (20.0) |
| 特定環境保全公共 下水道事業会計 | — (20.0) | ()内の数値は、経営健全化基準を示す。 | |

【資料】

実質公債費比率(※1)は0.7%下がりました

実質公債費比率は15.8%となり、昨年度数値の16.5%から0.7%下がりました。

また、公債費負担適正化計画（借金を長期にわたってコントロールするための計画）における平成21年度の計画数値である16.3%を0.5%下回りました。

これは借入の抑制（元金償還額以上の借入をしない）や繰上償還を行ってきたことによります。

(※1)借金返済額の程度を比率で表し、資金繰りの危険度を示します。

将来負担比率(※2)は21.5%下がりました

将来負担比率は118.9%となり、昨年度の140.4%から21.5%下がりました。

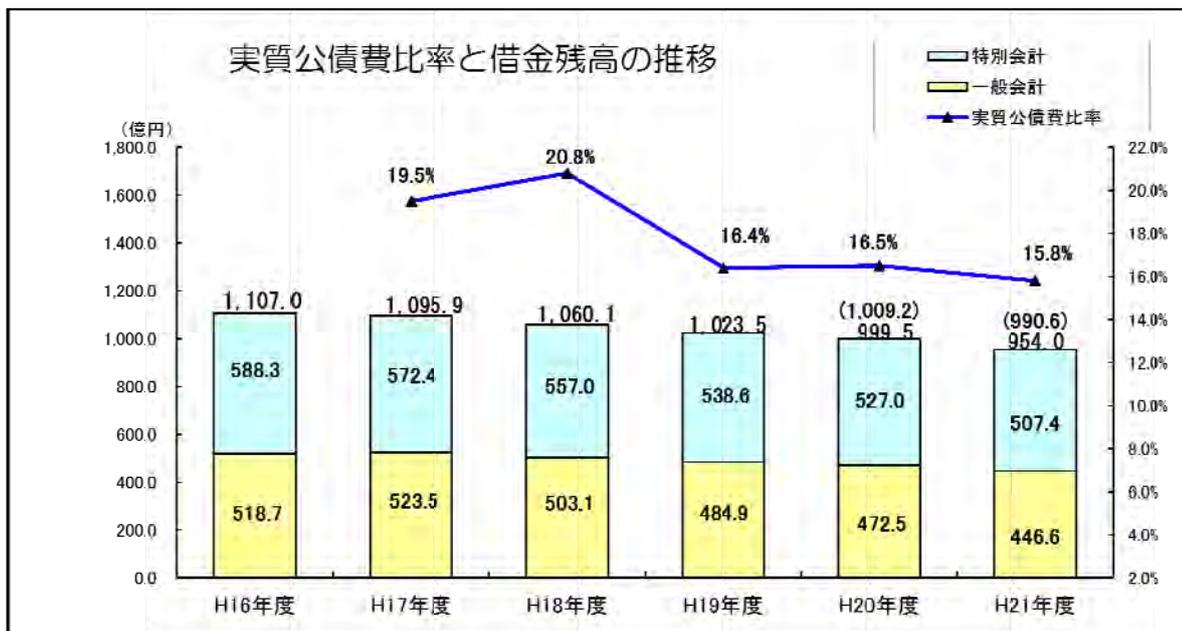
また、公債費負担適正化計画における平成21年度の借金残高990.6億円を約37億円下回りました。

これは公債費負担適正化計画に沿って一般会計や特別会計などの借金残高を減らしたことによります。

(※2)借金残高からみた将来の負担額の程度を比率で表し、将来財政を圧迫する可能性を示します。

実質公債費比率と借金残高の推移

公債費負担適正化計画に沿って一般会計や特別会計などの借金残高を減らしており、平成21年度末残高は全体で約954億円となり、合併時の平成16年度末残高から約153億円減少しました。



- ※ 棒グラフは借金残高
棒グラフ上段の数値は合計額
その上段の（ ）の数値は公債費負担適正化計画の計画数値
- ※ 折れ線グラフは実質公債費比率